

(専門部の設置)

第7条 本会は、第6条の事業を行うため、次の部を設置することとする。
各部の職務は、別表による。

- (1) 総務部
- (2) 会 計
- (3) 環境部
- (4) 安全部
- (5) 福祉部
- (6) 文化部
- (7) 体育部
- (8) 広報部
- (9) 組・班
- (10) 子ども会育成会
- (11) 会計監査

第3章 役 員

(役員の種類)

第8条 会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名(内1名は自治を担当、他の1名は生涯学習を担当する)
- (3) 総務部長 1名及び副部長1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 環境部長 1名及び副部長1名
- (6) 安全部長 1名及び副部長1名
- (7) 福祉部長 1名及び副部長1名
- (8) 文化部長 1名及び副部長1名
- (9) 体育部長 1名及び副部長1名
- (10) 広報部長 1名
- (11) 組長 4名・班長 14名(班長の内4名は組長を兼ねる)
- (12) 子ども会育成会長 1名
- (13) 会計監査 1名

(役員を選出の方法)

第9条 会長、副会長は会長選考委員会で推薦し、定期総会で決定する。

その他の役員は原則として輪番制とし定期総会で承認する。

- (1) 総務部長及び同副部長、環境部長及び同副部長、安全部長及び同副部長、福祉部長及び同副部長、体育部長及び同副部長、文化部長及び副部長、広報部長並びに会計は、各組から推薦された者の中から現任役員会で選出し総会の承認を得るものとする。ただし欠員補充の役員は役員会で協議し決定する。
- (2) 組長及び班長は、各丁目の会員で協議し、選出して会長に届け出るものとする。
- (3) 組長は班長を、その他の役員は他の役員を兼務することができるものとする。